

## (趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗を解消し、中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用して小売業等を行う起業者等又はコミュニティ活動を行うものに対し、予算の範囲内において下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、下妻市補助金等交付規則(昭和51年下妻市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、過去に営業していた実績があり、3月以上営業が行われていない店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗内のものを除く。)のうち、中心市街地に存するものをいう。

- 2 この要綱において「中心市街地」とは、下妻市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域をいう。
- 3 この要綱において「小売業等」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において、小売業、飲食業又はサービス業に分類される産業に属する事業をいう。
- 4 この要綱において「起業者等」とは、新しく事業を起こすもの又は既に事業を起こしているものであって、第7条の規定による申請をする日において当該事業を起こした日から5年を経過していないものをいう。
- 5 この要綱において「コミュニティ活動」とは、市民の誰もが情報発信、相互交流、互助等を行うことができる施設を運営する事業をいう。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、小売業等又はコミュニティ活動であって、空き店舗を活用して開始するものとする。ただし、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)

第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めるもの

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 空き店舗を活用して小売業等を開始するものにあっては、起業者等であること。
- (2) 現に市内で事業を行っているものにあっては、当該事業を行っている場所(以下「現事業所」という。)から空き店舗へ移転することにより、現事業所を休業し、又は廃業しないこと。
- (3) 個人にあっては、次のアからエまでのいずれにも該当すること。
  - ア 活用する空き店舗が当該個人又は当該個人の3親等以内の親族が所有するものでないこと。
  - イ 当該個人が納期限の到来した市税を完納していること。
  - ウ 当該個人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者(以下「暴力団員等」という。)又は当該個人が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による処分を受けている団体に属する者(以下「規制団体構成員」という。)でないこと。
- (4) 法人にあっては、次のアからエまでのいずれにも該当すること。
  - ア 活用する空き店舗が当該法人又は当該法人の役員若しくは役員の3親等以内の親族が所有するものでないこと。
  - イ 当該法人及び当該法人の代表者が納期限の到来した市税を完納していること。
  - ウ 当該法人及び当該法人の役員(実質的に經營に参加するものを含む。)全員が暴力団員等又は規制団体構成員でないこと。
- (5) 法人格のない団体等(以下「任意団体」という。)にあっては、次のアからエまでのいずれにも該当すること。
  - ア 活用する空き店舗が当該任意団体の役員が所有するものでないこと。
  - イ 当該任意団体の役員全員が納期限の到来した市税を完納していること。
  - ウ 当該任意団体の役員全員が暴力団員等又は規制団体構成員でないこと。
  - エ 規約、会則その他これらに類するものにより代表者の選出方法、意思決定を行う機関及び決定方法並びに財産管理について定めており、かつ、帳簿により財産を管理していること。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付期間)

第6条 補助金(同一の補助対象者に対する店舗賃借料に限る。)の交付期間は、小売業等にあっては36月、コミュニティ活動にあっては72月を上限とする。

2 年度ごとの補助金の交付期間は、4月1日から3月31日までとする。

(補助金の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 市税の完納証明書

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 空き店舗証明書(様式第3号)

(4) 店舗改装費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、工事見積書の写し

(5) 店舗賃借料に係る補助金を受けようとする場合にあっては、空き店舗に係る賃貸借契約書又は賃貸借予約契約書の写し

(6) 建物平面図

(7) 申請者が個人である場合にあっては、履歴書

(8) 申請者が法人である場合にあっては、定款及び登記簿謄本

(9) 申請者が任意団体である場合にあっては、規約、会則その他これらに類するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の認定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、認定をするときは空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金認定通知書(様式第4号)により、認定をしないときは空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金不認定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をするときは、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により認定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、当該認定に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業(計画変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の計画変更又は中止若しくは廃止について承認の可否を決定したときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業(計画変更・中止・廃止)(承認・不承認)通知書(様式第7号)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 市税の完納証明書。ただし、第8条第1項の規定による認定を受けた年度にあっては、省略することができる。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定通知書(様式第9号)により、補助金の不交付を決定したときは空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金不交付決定通知書(様式第10号)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付決定額の変更等)

第12条 補助事業者は、前条第1項の規定により交付の決定を受けた補助金の額(以下「補助金交付決定額」という。)を変更しようとするときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定額変更申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金交付決定額の変更の可否を決定したときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定額変更(承認・不承認)通知書(様式第12号)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定により交付の決定を受けた補助金(前条第2項の規定により額の変更をした場合を含む。)に係る事業が完了したときは、当該補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書又は支払を証する書類の写し

(2) 収支決算書又は帳簿

(3) 店舗改装費に係る補助金に関する報告にあっては、改裝前及び改裝後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金確定通知書(様式第14号)により、当該実績報告書を提出した補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を遂行することができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反し、又は従わなかつたとき。

(関係書類の保管等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿を作成し、証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

付 則(平成25年告示第161号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

別表(第5条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
店舗改装費	空き店舗において事業を開始するに当たり必要な工事に要する経費のうち、市長が適當と認めるもの。ただし、同一の補助対象者につき1回に限る。	補助対象経費の1/2以内の額。ただし、50万円を上限とする。
店舗賃借料	空き店舗(来客者用駐車場を含む。)の賃借料。ただし、保証金、敷金、礼金、共益費、更新手数料、仲介手数料その他これらに類する費用を除く。	補助対象経費の1/2以内の額。ただし、月額5万円を上限とする。

備考

1 店舗賃借料は、空き店舗が店舗併用住宅である場合にあっては、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料をあん分し、算出するものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

下妻市長　　様

申請者　住所  
氏名  
電話

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金認定申請書

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金の認定を受けたいので、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

氏名(名称)				
代表者職氏名				
住所(所在地)				
ファックス番号				
Eメールアドレス				
認定を希望する期間	年　月～	年　月		
店舗改装費に要する補助金の額の積算	店舗改装工事費	円×1／2=	円 (※)	
店舗賃借料に要する補助金の額の積算	店舗賃借料月額	円		
	初 年 度	円／月×	月×1／2=	円(※)
	次年度以降	円／月×	月×1／2=	円(※)
最 終 年 度	円／月×	月×1／2=	円(※)	
必要とする補助金の額	円			

※ 1,000円未満の端数は、切り捨てる。

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

店舗(施設)名	
担当者職氏名	
店舗開店(施設開設) 年月日	
従業者数	
申請者が現に行う事 業の主な内容	
店舗営業(施設運営) 時間	
定休日	
店舗開店(施設開設) までのスケジュール	
店舗営業(施設運営) の内容	

※ 適宜資料を添付してください。

## 収支予算書

### 1 期間

### 2 収入

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
売上高		
その他( )		
合計		

### 3 支出

経費区分	補助事業に要する経費	うち補助金充当額
改装工事費		
備品・じゅう器購入費	—	
店舗賃借料		
店舗賃借料以外の店舗賃借に係る費用	—	
人件費	—	
仕入高	—	
その他経費	—	
合計		

※ 年度ごとに作成してください。

様式第3号(第7条関係)

空き店舗証明書

所在地	下妻市	
空き店舗となった日	年	月　　日から
従前の店舗営業(施設運営) の内容		
土地の所有者氏名		
建物の所有者氏名		
建物の構造	造　　階建	
建物の床面積のうち賃借す る部分	m <sup>2</sup>	
賃借料(月額)	円(うち来客用駐車場	円)

上記のとおり、空き店舗について証明します。

年　　月　　日

証明者　住所  
　　氏名



証明者と空き店舗との関係  
　　所有者・管理者・その他( )

様式第4号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長

印

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金認定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金について、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認定する期間 年 月から 年 月まで

2 認定に当たっての条件

- (1) 申請の内容のとおり事業を実施すること。
- (2) 事業の計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業(計画変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)により、市長に申請すること。
- (3) 補助金の交付を受けようとするときは、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え、市長に申請すること。

3 その他

- (1) 補助金の交付の可否及びその額は、補助金の交付を申請した後に決定されます。
- (2) 補助金の認定に係る申請書及びその添付書類に虚偽があったときは、補助金の認定を取り消す場合があります。

様式第5号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長

印

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援  
補助金について、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第8条  
第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認定しません。

2 理由

様式第6号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

年　月　日

下妻市長　　様

申請者　住所  
氏名  
電話

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業(計画変更・中止・廃止)承認  
申請書

年　月　日付け　第　号で認定を受けた空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金に係る事業の(計画変更・中止・廃止)をしたいので、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助事業者名	
住所(所在地)	
計画変更・中止・廃止の別	計画変更・中止・廃止
計画変更・中止・廃止の年月日	年　月　日
計画変更・中止・廃止の理由	
計画変更の場合	変更事項
	変更前
	変更後
	添付書類　　変更内容が分かる書類

様式第7号(第9条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長



空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業(計画変更・中止・廃止)(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業の(計画変更・中止・廃止)について、(承認します・承認しません)ので、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助事業者名	
住所(所在地)	
計画変更・中止・廃止の別	計画変更 ・ 中止 ・ 廃止
計画変更・中止・廃止の年月日	年 月 日
変更事項 (変更の場合)	
不承認理由 (不承認の場合)	

様式第8号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

年　月　日

下妻市長　　様

申請者　住所  
氏名  
電話

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付申請書

年　月　日付け　第　　号で承認を受けた空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額　　円

2 補助事業の計画　　年　月　日付け空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金認定申請書に記載した内容(計画変更の決定を受けている場合は、当該計画変更の決定後の内容)のとおり

様式第9号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長

印

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金について、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (2) 補助事業の計画変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金補助事業(計画変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)により、補助金交付決定額を変更しようとするときは空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定額変更申請書(様式第11号)により、速やかに市長に申請すること。

3 補助金の交付の方法

補助金は、指定の口座に振り込みます。

4 その他

補助金の認定又は交付の申請に係る書類に虚偽があったときは、補助金の認定又は交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

様式第10号(第11条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長

印

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金について、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付しません。

2 理由

様式第11号(第12条関係)

様式第11号(第12条関係)

年　月　日

下妻市長　　様

申請者　住所  
氏名  
電話

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定額変更申請書

年　月　日付け　第　　号で交付の決定を受けた空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金に係る事業について、補助金の交付決定額を変更したいので、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の交付決定額	変更前	円
	変更後	円
添付書類		変更内容が分かる書類

様式第12号(第12条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長

印

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付決定額変更(承認・不承認)通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた空き店舗活用起業・  
コミュニティ活動支援補助金に係る補助金の額の変更について、下妻市空き店舗活用起業・  
コミュニティ活動支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり決定した  
ので通知します。

記

- 1 承認します。 • 承認しません。
- 2 承認する場合は、変更後の補助金の交付決定額 円
- 3 承認しない場合は、その理由

様式第13号(第13条関係)

年　月　日

下妻市長　　様

申請者　住所  
氏名  
電話

空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金実績報告書

年　月　日付け　第　　号で交付の決定を受けた空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金について、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 実績額　　円

2 添付書類

- (1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 収支決算書又は帳簿
- (3) 店舗改装費に係る補助金に関する報告にあっては、改装前及び改装後の写真
- (4) その他必要な書類

様式第14号(第14条関係)

第 号

年 月 日

様

下妻市長



空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった空き店舗活用起業・  
コミュニティ活動支援補助金について、その額を確定したので、下妻市空き店舗活用起業・  
コミュニティ活動支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金の交付確定額 円

様式第15号(第15条関係)

年　月　日

下妻市長　　様

申請者　住所  
氏名  
電話



空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付請求書

年　月　日付け　第　　号で額の確定を受けた空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金について、下妻市空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

補助金の交付確定額	円	
補助金の交付請求額	円	
補助金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	
	区分	1 普通　　2 当座
	フリガナ	
	口座名義人	